

令和3年11月30日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

# 議 事 録

日 時：令和3年11月30日（火） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

## 付議事項

議案第 55 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 56 号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

## その他

## 出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
14 番 新田 隆次	16 番 椋開地 省二	17 番 本末 満	18 番 石田 尚則
19 番 北村 正次			

## 欠席委員

6 番 高本 光之

## 推進委員

山本 豊 林 敏夫 前田 耕壯 藤本 隼人

## 事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

（午後2時）

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第11回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、17番 本末委員、18番 石田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、6番 高本委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書を送付しています。また、本日配付した資料は、「申請農地位置図」、「JAくれだより第79号」、「JA広島ゆたか広報第170号」、「農業委員会手帳」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町波多見6丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は656㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地と併せて33アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、きれいに管理されており、譲受人は高齢ですが、元気で、意欲もありますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、倉橋町字神田〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は280㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転する

もので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地と併せて25アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。譲受人は、高齢ですが、以前からいろいろな野菜などをきれいに作られており、一緒に住んでいる娘と一緒に耕作することによって、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は291㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで47アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。譲受人は、以前から申請地を耕作しており、きれいに管理されています。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,003㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠距離居住で耕作困難なため、譲受人に売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、ナス、ピーマン等の野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで27アールありますので、下

限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。譲受人は、以前から申請地の草刈りなど保全管理をしており、自作地の隣接地で野菜を作るとのことで、いいことだと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎの、5番と6番につきましては、18番 石田委員と私が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、石田委員と私は退席します。議長に第1順位の職務代理者である13番 長迫委員を指名します。議長席へお願いします。

13番 長迫委員議長席へ

北村会長、18番 石田委員退席

議長（長迫）：それでは、議事の進行をさせていただきます。

5番と6番は、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：5番と6番の申請地は、譲受人と譲渡人がお互いの農地を贈与し合うものですので、一括して説明いたします。5番の申請地は、川尻町真光地〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で4,555㎡、6番の申請地は、川尻町真光地〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計2,090㎡で、いずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、それぞれ譲渡人は譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は隣接地と申請地を一体として経営規模を拡大し、みかんを作付けするものです。経営面積は、申請地の合計だけでそれぞれ10アール以上ありますので、下限面積を満たしています。なお、6番の譲受人は県外居住者ですが、果樹栽培の作業のたびに現在もたびたび帰省し、宿泊して作業に当たっており、数年先の定年後にはより本格的に農作業に従事する予定とのことでしたので、現地確認の際に所有地の状況を確認しております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、耕作している実態に合わせて贈与し合うということです。

また、6番の譲受人は、大阪に住んでいますが、時々帰って農業をしているため、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、5番と6番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、5番と6番は、許可と決定します。

議長を会長に交代します。ご協力ありがとうございました。

13番 長迫委員 自席へ戻る

北村会長、18番 石田委員着席

議長（北村）：7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、安浦町三津口4丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は911㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望に応えるために売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで74アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。譲受人は、自作地の隣接地を取得し規模拡大するということです。申請地は、10年以上休耕していた土地ですが、意欲もあり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は319㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望に応えるために売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで180アールありますので、下限面積10アールを満たしています。な

お、申請地は呉市土地改良事業の区域内にあります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、3年前の豪雨災害で、土砂が流入しましたが、土地改良事業で、今後は水田として利用予定で、問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、下蒲刈町下島字棒業〇〇〇〇番ほか〇筆、地目は畑、面積は合計で10,203㎡の農用地区域内農地及び第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、後継者対策ため贈与するもので、譲受人は、農業経営を継承し、果樹を作付けするものです。経営面積は、102アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。4か所ともきれいに耕作されており、後継に託すということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字惣引谷甲〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は545㎡の第2種農地です。使用貸借により転用するもので、転用の目的は、住宅、駐車場及び庭敷として使用するものです。規模等につきましては、住宅1棟、駐車場2区画を整備するものです。関係法令については、市街化調整区域における建築許可が必要となり、本市都市計画課と事前協議を終えたところですので。本件については、都市計画法の規定による建築許可に

合わせて許可することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。借受人は、貸付人の孫で、現在、熊野町のアパートに住んでいますが、この度、申請地に住宅を新築する計画です。周辺の営農条件に支障を生じるおそれもなく、許可は問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、都市計画法の建築許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、建築許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：2番から6番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番から6番までですが、譲受人及び転用目的は同一ですので、一括して説明します。申請地は郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか7筆、地目は田及び畑、面積は合計2,372㎡の第2種農地です。転用の目的は、社員寮建設です。規模等は、申請地と隣接する山林を一体利用し、6階建て建物1棟及び駐車場38区画を整備するものです。関係法令については、農振農用地の除外手続は、11月15日付けで公告済みです。そのほか、都市計画法に基づく開発許可が必要となりますが、本市都市計画課に許可申請書が提出され、審査中とのことです。本件については、都市計画法の規定による開発許可に合わせ許可することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 本 委 員：推進委員の山本です。申請地は、譲受人の事業所に近く、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないので、許可はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番から6番は、都市計画法の開発許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番から6番は、開発許可に合わせ許可すると決定します。



議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、倉橋町字津ノ田〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は401㎡の第2種農地です。転用目的は、一般住宅及びクレーン設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、住宅1棟及び船舶用クレーン80㎡を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に住宅及びクレーン設備用地として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、既に住宅やクレーンが建っており、住宅は約20年経っているということで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町内海北7丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は266㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地の近くで建設業を営んでおり、事業を効率的に行うための資材置場及び駐車場として、鉄骨置場30㎡、パレット置場40㎡、ドラム缶置場35㎡と3台分の駐車場として使用する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、譲受人の自宅の隣接地で、以前から、譲受人が草刈り等、管理しており、譲渡人が高齢で管理できないことから、譲受人が資材置場及び駐車場として利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、吉浦東本町4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は665㎡の第2種農地です。賃貸借による一時転用で、転用目的は、広島呉道路トンネル工事の仮設ヤードとして使用するものです。規模等につきましては、工事に必要なコンクリートを製造する装置バッチャーの設置及び進入路で、工事完了後は、農地に戻すこととなります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。広島呉道路の4車線化に伴うトンネル工事の仮設ヤード用地を工事用地内に確保するのが難しいことから、隣接する申請地を一時転用するものです。転用期間は6年と長期ではありますが、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから13ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。8ページから9ページの農地法第4条の規定による届出が4件、10ページから13ページの農地法第5条の規定による届出が9件、合計13件の届出があり、これを受理しましたのでご報告いたします。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。非農地証明について、この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により証明したものです。非農地証明申請が2件あり、これを証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：意見なし。

議 長：その他に入ります。

まず、推進委員の欠員補充についてです。先月の総会で、土井委員の逝去について報告された際に、後任委員の選任については、事務局が地区会で、地元の意見を聞き取り、報告を受けた上で、私が判断するという、会長一任の決議を頂きました。事務局の報告によりますと、11月18日に開催された第4地区の地区会では、現在の地元委員が協力して活動に当たれば何とか業務が遂行できるということで、当面は、欠員補充を見送っても差し支えないとのご意見を頂きました。よって、このたびは、推進委員の欠員補充は行わないことと決定いたします。なお、地区会では、推進委員と農業委員で、欠員補充の取扱いを統一した方がいいのではないかとご意見も出たということです。それについても、今後、研究するよう事務局に指示しました。

次に忘年会の開催についてですが、コロナ関係の規制について事務局では何か把握していますか。

事務局：現在、全国的にコロナの感染者数は落ち着いてきておりますが、広島県では、現在のところ、会食は4人まで、座席間隔を空ける、食べる時以外はマスク着用の規制が生きています。今後、多少規制が緩んだとしても、40人以上が一室に集まり、テーブルの間を回って話をするというような普通の忘年会の形にはならないと思います。他の団体でも、今のところ忘年会について積極的な動きはないようです。

議 長：今の報告を聞きますと、農業委員会としては、委員会全体の忘年会開催は時期尚早のようです。残念ながら、忘年会は今年も中止にしたいと考えますが、皆さんいかがですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、忘年会は今年も中止とします。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第11回総会は、12月27日 月曜日 午後2時 から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和3年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)